

# 告示

## 埼玉県告示第六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
くわのみ本郷クリニック訪問リハビリテーション	所沢市本郷二六八―一	社会福祉法人桑の実会	訪問リハビリテーション	令和六年三月一日
須田歯科医院	朝霞市西原一―六―五	須田 勝行	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和六年二月一日